相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍沖縄県那覇市金城三丁目八番地七、最後の住所沖縄県那覇市字松川四三八番地一首里ハイム五一八　被相続人　亡　豊見山　真

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月二十二日

沖縄県那覇市安謝二丁目六番二〇号スカイピア新都心五―A

相続財産管理人　司法書士　井上　海太

無縁墳墓等改葬公告

墓地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十八年十二月二十二日

一、墳墓等所在地　岐阜市松山町一三番地

一、墳墓等の名称　自福寺墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　本籍全て不詳　津田紀久、大橋つね、髙垣正義、髙垣信一、林儀三郎、林せつ、林儀一郎、林もと、林正助、林儀助、林りゑ、林蓮次郎、窪江伊蔵、窪江はつ、山田寛、山田重、その他不明五名

一、改葬を行おうとする者　岐阜市松山町一三番地　曹洞宗自福寺　住職　古川　元弘

公示送達

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第一項の規定による金沢都市計画事業野々市市北西部土地区画整理事業の左記一の者に対する換地処分通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第百三十三条第一項及び第二項において準用する同法第七十七条第五項の規定により、当該書類の送付にかえてその内容を左記二のとおり公告します。

記

一　書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名

住所　石川郡野々市町字徳用町二六番地

氏名　長田　貞二

二　通知の内容

土地区画整理法第百三条第一項の規定により、金沢都市計画事業野々市市北西部土地区画整理事業の換地計画において定められた、別紙明細書及び換地図のとおり、換地処分をします。

教示

一　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して三箇月以内に石川県知事に審査請求をすることができます。（審査請求の記載事項は、行政不服審査法第十九条に規定されています。）

二　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、野々市市北西部土地区画整理組合を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

三　右記一の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に野々市市北西部土地区画整理組合を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、別紙明細書及び換地図は掲載を省略し、それらを野々市市北西部土地区画整理組合事務所の掲示場において掲示します。

平成二十八年十二月二十二日

石川県野々市市三日市町一〇四番地一

野々市市北西部土地区画整理組合

理事長　黒山　茂

武豊火力発電所リプレース計画環境影響評価準備書の作成及び説明会開催の公告

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号。以下「法」という。）第十四条第一項の規定に基づき、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成しましたので、法第十六条及び第十七条の規定に基づき次のとおり公告いたします。

一、事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名　称　中部電力株式会社

代表者　代表取締役社長　社長執行役員　勝野　哲

所在地　愛知県名古屋市東区東新町一番地

二、対象事業の名称、種類及び規模

名　称　武豊火力発電所リプレース計画

種　類　汽力

規　模　一〇七万キロワット

三、対象事業が実施されるべき区域

中部電力株式会社武豊火力発電所（愛知県知多郡武豊町字竜宮一番一）

四、関係地域の範囲

武豊町、美浜町、半田市、碧南市

五、準備書等の縦覧場所、期間及び時間

㈠　縦覧場所

武豊町役場環境課（知多郡武豊町字長尾山二番地）、美浜町役場環境保全課（知多郡美浜町大字河和字北田面一〇六番地）、半田市役所環境課（半田市東洋町二丁目一番地）、碧南市役所環境課（碧南市松本町二八番地）、中部電力㈱　本店（愛知県名古屋市東区東新町一番地）、武豊火力発電所（愛知県知多郡武豊町字竜宮一番一）、へきなんたんトピア電力館（愛知県碧南市港南町二丁目八番二）、半田営業所（愛知県半田市東洋町一丁目三―三）

㈡　縦覧期間

平成二十八年十二月二十二日（木）から平成二十九年一月三十日（月）（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始〈平成二十八年十二月二十九日（木）～平成二十九年一月三日（火）〉は除く。）ただし、当社事業場においては、縦覧期間終了後も、平成二十九年二月十三日（月）までご覧いただけます。へきなんたんトピア電力館は、休館日である月曜日（祝日の場合は翌日）及び年末年始以外ご覧いただけます。

㈢　縦覧時間

午前九時から午後四時三〇分まで（半田営業所は午後三時まで）

㈣　インターネットによる公表

中部電力株式会社のホームページにおいて平成二十八年十二月二十二日（木）から平成二十九年二月十三日（月）まで環境影響評価準備書をご覧いただけます。

（URL.http://www.chuden.co.jp）

六、意見書の提出

「武豊火力発電所リプレース計画　環境影響評価準備書」について環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、法第十八条第一項の規定による意見書の提出により、これを述べることができます。

七、法第十八条第一項の規定による意見書の提出期限、提出先及び提出方法

㈠　提出期限

平成二十九年二月十三日（月）（当日消印有効）

㈡　提出先

〒四六一―八六八〇

愛知県名古屋市東区東新町一番地

中部電力株式会社　発電カンパニー　火力発電事業部　立地・開発グループ

㈢　提出方法

氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、意見書の提出の対象である準備書の名称、準備書について環境の保全の見地からの意見（日本語により、意見の理由を含めて記載してください。）を記載の上、縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投函くださるか、または書簡にて郵送によりお寄せください。

八、説明会の開催日時及び開催場所

㈠　説明会の開催日時

平成二十九年一月十四日（土）午後二時から午後四時まで

㈡　説明会の開催場所

武豊町民会館ゆめたろうプラザ輝きホール（知多郡武豊町字大門田一一番地）

九、お問い合わせ先

〒四六一―八六八〇

愛知県名古屋市東区東新町一番地

中部電力株式会社　発電カンパニー　火力発電事業部　立地・開発グループ

電話番号　052―973―2273（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く、午前九時から午後五時四〇分まで）

※意見書に記載される個人情報は、本件についてのみ使用し、それ以外の目的には使用いたしません。

平成二十八年十二月二十二日

愛知県名古屋市東区東新町一番地

中部電力株式会社

代表取締役社長　社長執行役員

勝野　哲